住所　埼玉県蕨市北町４丁目８番６号
王春楠　平成元年４月24日生
住所　埼玉県深谷市折之口265番地
張慧東　昭和56年１月２日生
住所　東京都葛飾区堀切２丁目65番７号
柳銀一　昭和37年９月１日生

○外務省告示第百八十二号

平成二十四年四月九日にプノンペンで、円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の平成十七年三月十六日付けの交換公文に従ってカンボジア王国政府に供与されることになったメコン地域通信基幹ネットワーク整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がカンボジア王国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年四月十日まで延長される旨の口上書の交換が、カンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十四年五月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省・農林水産省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分四厘」を「年一分二厘」に、「年一分五厘五毛」を「年一分三厘五毛」に、「年二分五厘五毛」を「年二分三厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘
七年を超え八年以下	年五厘五毛
八年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十一年以下	年七厘五毛
十一年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分二厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘
七年を超え八年以下	年五厘五毛
八年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十一年以下	年七厘五毛
十一年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・六五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百二十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称（事業所の名称を含む。）	事業所在地	認定の種類	認定年月日
富士石油株式会社 袖ヶ浦製油所	千葉県袖ヶ浦市北袖一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年一月二十日
ＪＮＣ石油化学株式会社 四日市工場	三重県四日市市霞一丁目二十一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年一月二十三日
ＮＳスチレンモノマー株式会社 大分製造所	大分県大分市大字中ノ洲三番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年二月二十九日
日本ゼオン株式会社 徳山工場	山口県周南市那智町二番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十四年三月五日

○農林水産省告示第千四百十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年零」を「年一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百二十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分四厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。